

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 年 月 日現在]

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

「医療法人社団健昌会 居宅介護支援事業所 新里城栄」（以下「事業所」という。における介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、ご利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮し、利用者の選択に基づき、適正な介護保険サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

又、包括支援センターからの支援困難ケースも受託する体制を整えております。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|----------------|---|
| 事業所名 | 医療法人社団健昌会 居宅介護支援事業所 新里城栄 |
| 所在地 | 長崎市城栄町11番2号 |
| 事業所の指定番号 | 居宅介護支援事業（長崎県 第4270106034号） |
| サービスを提供する実施地域※ | 長崎市（旧外海町、香焼町、三和町、野母崎町、伊王島町及び高島町は除く）・長与町・時津町 |

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

| | 資格 | 業務内容 | 人数 |
|---------|-----------|---------------|--------------------------|
| 管理者 | 主任介護支援専門員 | 事業所の従業者・業務の管理 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | 指定居宅介護支援の提供 | 常勤5名（内1名は管理者兼務） 非常勤1名 |

(3) 営業時間

月～土曜日 午前9時から午後18時まで

※（日曜日・12月31日～1月3日は休業）

3. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられたご利用者は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、

1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援費）

※1) 事業所と同一建物の利用者又はそれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅支援を行う場合

| 算定要件 \ 介護 | 要介護 1・2 | 要介護 3・4・5 |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 介護支援専門員1人当りの利用者が45人未満 | 居宅介護支援費Ⅰ 11,088円/月 | 居宅介護支援費Ⅰ 14,406円/月 |
| ※1) 同一建物20人以上の居宅支援を行った場合 | 居宅介護支援費Ⅰ 10,536円/月 | 居宅介護支援Ⅰ 13,681円/月 |
| 介護支援専門員1人当りの利用者が45人以上60人未満 | 居宅介護支援費Ⅱ 5,554円/月 | 居宅介護支援費Ⅱ 7,187円/月 |
| ※1) 同一建物20人以上の居宅支援を行った場合 | 居宅介護支援費Ⅱ 5,278円/月 | 居宅介護支援費Ⅱ 6,830円/月 |
| 介護支援専門員1人当たりの利用者が60人以上 | 居宅介護支援費Ⅲ 3,328円/月 | 居宅介護支援費Ⅲ 4,308円/月 |
| ※1) 同一建物20人以上の居宅支援を行った場合 | 居宅介護支援費Ⅲ 3,165円/月 | 居宅介護支援費Ⅲ 4,094円/月 |

(介護予防支援費)

4,819 円/月

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は減算が 2 月以上と継続となった場合には、算定出来ないものとなります。

※45 件以上の場合については契約日が古いものから順に割り当て、45 件以上となった場合に居宅支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅支援を行う場合 95/100

(ア) 加算を算定した場合

初回加算 3,063 円/月

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,552 円/月 (入院当日に医療機関へ情報提供)

入院時情報連携加算 (Ⅱ) 2,042 円/月 (入院後 3 日以内に医療機関へ情報提供)

退院・退所加算 4,594 円 / 連携 1 回 (カンファレンス参加 無)

退院・退所加算 6,126 円 / 連携 1 回 (カンファレンス参加 有)

退院・退所加算 6,126 円 / 連携 2 回 (カンファレンス参加 無)

退院・退所加算 7,657 円 / 連携 2 回 (カンファレンス参加 有)

退院・退所加算 9,189 円 / 連携 3 回 (カンファレンス参加 有)

ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円/月 (死亡日及び死亡日前日 14 日以内に 2 日以上 在宅の訪問等を行った場合)

通院時情報連携加算 510 円/月 (利用者が病院または診療所において医師の診療を受ける時にケアマネジャーが同席を行った場合)

特定事業所加算 (Ⅰ) 5,298 円/月

特定事業所加算 (Ⅱ) 4,298 円/月

特定事業所加算 (Ⅲ) 3,297 円/月

特定事業所加算 (A) 1,163 円/月

特定事業所医療介護連携加算 1,276 円/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円/月 (月に 2 回を限度)

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいのご利用者は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません

4. サービスの利用

(1) サービスの提供

① サービスを開始するにあたり、介護保険被保険者証に記載された内容

(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。

被保険者の住所等に変更があった場合には速やかに当事業所にお知らせください。

② ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新申請が遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。

③ ご利用者から複数の指定居宅サービスの紹介の求めがあった場合や、居宅サービス計画書原案に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由についての説明を求められた場合は、これに対し誠実に対応致します。

④ 障害福祉サービスを利用されてきたご利用者が、介護保険サービスを利用される場合には、障害福祉制度の指定特定相談専門員と密接に連携を図り、円滑に介護保険サービス利用が利用出来る様に支援を行います。

⑤ 平時から医療との連携を図り、入院時には早期に医療機関と連携を図る事で、早期の退院支援に繋げる事が出来る様に連携致します。

(2) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合は、いつでも解約する事が出来ます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合や、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示し了解を得た上で解約する事が出来ます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報をご利用者に提供いたします。

(3) 自動終了

以下の場合には双方の通知が無くとも、自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用者が介護保険施設へ入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた、ご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになられた場合

(4) その他

ご利用者やご家族が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

5. 各サービスの利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6. 秘密保持

従業者は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持致します。

また、従業者でなくなった場合も同様です。

7. サービス担当者会議参加と個人情報の利用

事業所は、サービス担当者会議（オンライン形式を含む）において、ご利用者の個人情報を用いる場合があります。ご利用者並びにそのご家族等は本書取り交わしによりサービス担当者会議（オンライン形式含む）への参加並びに同会議における個人情報の利用に同意するものとします。

8. 事故発生時の対応

- ①万一、ご利用者の対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者またはご家族、市町村、サービス事業者に連絡を行うと共に必要な措置を行います。
- ②当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の権利・擁護の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を設置しております。

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 | 堺 麻衣子 |
|-------------|-----|-------|

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しています。

10. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所は、提供いたしました指定居宅介護支援サービスに対するご利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、次のよう体制を整えております。

- ① 相談や苦情に対する常設の窓口として、相談室や担当者を設置しております。

【苦情受付窓口】 居宅介護支援事業所 新里城栄 堺 麻衣子

【苦情解決責任者】 事業外担当者 中村 浩介

TEL 095-813-1800 (居宅介護支援事業所 新里城栄 直通)

- ② 苦情があった場合には、当事業所介護支援専門員が連絡を取り、詳しい事情を調査し、早急に対処いたします。

- ③ 必要がある場合には、管理者を含めて検討会議を開催し、具体的な対策を立て、早急に対応いたします。

《 苦情相談の公的窓口 》

- 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理担当
- 〒 850-0025 長崎市今博多町 8-2 TEL (095) 826-1599
- 長崎市役所 高齢者すこやか支援課
- 〒 850-8685 長崎市魚の町 4-1 TEL (095) 829-1146

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する

重要事項説明書

ご利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、ご利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成により、サービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ご利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後、迅速に居宅サービス計画を作成し、ご利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容がご利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後にご利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ご利用者から複数の指定居宅サービスの紹介の求めがあった場合や、居宅サービス計画書原案に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由についての説明を求められた場合は、これに対し誠実に対応致します。
 - ・障害福祉サービスを利用されてきたご利用者が、介護保険サービスを利用される場合には、障害福祉制度の指定特定相談専門員と密接に連携を図り、円滑に介護保険サービス利用が出来る様に支援を行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、ご利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、ご利用者から当事業所に対して、この契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、ご利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、ご利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に、ご利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額をご利用者においてご負担いただくこととなります。

居宅介護支援事業所新里城栄のサービス利用にあたり、利用者に対して
契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〔事業者〕 所在地：長崎市城栄町1 1 - 2
 名称：居宅介護支援事業所 新里城栄
 管理者：堺 麻衣子 印
 説明者： 印

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援事業所新里城栄に
ついでの重要事項の説明を受け、これに同意します。

〔利用者〕 住所：
 氏名： 印

〔署名代理人〕 住所：
 氏名： 印

(続柄)

〔サービス担当者会議参加者〕

住所：
氏名： 印

(続柄)

- ① 前6か月間（令和5年9月～令和6年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 72.4%

通所介護 9.0%

地域密着型通所介護 10.9%

福祉用具貸与 69.0%

- ② 前6か月間（令和5年9月～令和6年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

| 訪問介護 | ヘルパーステーション新里浦上 | ヘルパーステーション新里城栄 | 訪問介護すこやか |
|-----------|--------------------|--|---------------------------------|
| | | 56.3% | 27.8% |
| 通所介護 | サンハイツ | クローバーガーデン畷刈・昭和町 平和パーク、パークデイリハビリセンター | いこいの園、二丁目の夕陽が丘、デイリハステーション福田・あたご |
| | | 27.5% | 13.2% |
| 地域密着型通所介護 | デイサービスセンターサンハイツ夢が丘 | デイスパ エール | クローバーガーデン城栄・福田 |
| | | 35.2% | 18.1% |
| 福祉用具貸与 | (株)エスティコーポ | (株)大悠 | ベストケア(株) 株ニッショウ |
| | | 27.2% | 25.2% |